

大洗町災害義援金の受付について

大洗町にお寄せいただく義援金のお引き受け口座は、下記のとおりです。

振込先

常陽銀行 大洗支店 普通預金 1430815

口座名義(カナ)

大洗町災害義援金(オオアライマチサイガイギエンキン)

振込手数料について

常陽銀行本店及び各支店からのお振り込みについては無料となります。

(ATM及び他銀行からは振込手数料がかかります。)

※領収書が必要な方は、会計課までご連絡をお願いします。

問合せ 会計課 (内線 102)・町長公室 (内線 210)

災害相談窓口の設置について

東日本大震災に関する相談窓口を設置しております。

場所 役場1階ロビー

開設時間 9:00~17:00

問合せ 町長公室 (内線 210)

緊急小口資金(特例)の貸付について

今回の東日本大震災における被災者への支援制度について、下記のとおり「緊急小口資金」の貸付事務を受け付けます。

対象者：地震及び津波の影響で被害を受け、次に該当する世帯

- 1) 家、家財等の損傷を受けた世帯
- 2) 勤務先が被害を受け、休業(自宅待機)を強いられて給料の減額を言い渡されている世帯

貸付金額：通常10万円以内。次の場合は20万円以内

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。

利率：無利子

返済：貸付から1年以内据え置きし、その後2年以内に返済

受付時間：9:00~17:00 (4月30日までは土日祝日も受付します。)

受付/問合せ：社会福祉協議会 (ゆっくら健康館1階) 266-3021

「り災証明書」の申請について

町では、東日本大震災で被害にあわれた方々からの「り災証明書」の申請を受付けております。

【り災証明書とは】

災害によって建物や設備、機器などに被害が生じた場合、その旨を証明するものです。

「り災証明」は各種手続きにおいて必要となる場合に、その都度発行させていただくものです。

また、「り災証明」の交付を受けているからといって、必ず各種の支援制度(税の減免など)が適用されるものではありません。

必要な書類

- ・申請書(税務課に備え付けてあります。)
- ・被害を確認できる写真
- ・印鑑 ・身分証明書

申請できる人

- ・本人 ・本人の同一世帯員

(上記以外の場合は本人の委任状が必要です。)

※法人名義の物件についての申請には委任状が必要です。

申請場所 役場1階 税務課

問合せ 税務課

東北関東大震災義援金の受付について

東北関東大震災では、東北地方を中心として多数の尊い人命が失われるとともに、町全体が壊滅的な被害を受けるなど、甚大な災害が発生いたしました。

この災害に伴い、共同募金会大洗町支会(大洗町社会福祉協議会内)では義援金の受付を行います。

受付期限 9月16日(金)まで

問合せ 社会福祉協議会 266-3021

住民税申告及び確定申告期限の延長について

3月15日(火)が申告期限となっていた住民税申告及び確定申告ですが、東日本大震災の影響により申告期限を下記のとおり延長しています。

受付期限 4月28日(木)まで ※土日を除く

申告会場 役場税務課窓口

問合せ 税務課 町民税係 (内線 141)

労働基準監督官募集

【職務内容】

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

【受験資格】

1. 昭和57年4月2日~平成2年4月1日生まれの者
2. 平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】 大学卒業程度

【申込受付期限】 4月14日(木)まで (4月14日までの通信日付印有効)

【試験日】 第1次試験日：6月12日(日)

第2次試験日：(第1次試験合格者)

7月20日(水)、7月21日(木)の指定された日

問合せ 茨城労働局総務課 224-6211 又は最寄りの労働基準監督署までご連絡ください。詳細については、茨城労働局ホームページ <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/> をご覧ください。